

緊急開催！！

家族手当をパートにも払う時代がやってくる??

# 「同一労働同一賃金！」

## 対応セミナー

「同一労働同一賃金」を争点にした最高裁判決が出ました。また、働き方改革関連法案が国会で通りました。正規と非正規との間の「均等待遇」と「均衡待遇」の実現が今後の課題になりそうです。今後、業務内容や賃金制度の見直しが迫られる可能性もあることから、「同一労働同一賃金」への対応に加え、残業規制強化への対応、労務リスクへの対応について、中小企業の賃金に精通した専門家が、諸手当の整理方法を具体的な数字を交えて解説します。皆勤手当は？食事手当は？家族手当は？住宅手当は？

### <セミナー概要>

#### 第1部 「同一労働同一賃金」への対応

- 最高裁判決を読む ○「均等待遇」と「均衡待遇」とは ○正社員の手当の問題点と見直し方
- パートへの手当の払い方 ○嘱託への手当の払い方 ○基本給の見直し方は？
- 中途採用者の初任給相場は？ ○嘱託の賃金相場は？

#### 第2部 残業規制強化への対応

#### 第3部 労務リスクへの対応

#### 岐阜会場

平成30年10月11日（木）

14:30~17:00

会場：じゅうろくプラザ 5階会議室

岐阜市橋本町 1-10-11

#### 名古屋会場

平成30年10月12日（金）

14:30~17:00

会場：十六銀行名古屋ビル 3階会議室

名古屋市中区錦 3-1-1

定員 各会場 **50** 名

対象 **経営者・人事労務担当者**

※先着順。定員になり次第、締切りとさせていただきます。

※社会保険労務士・税理士・コンサルタント  
など同業の方のご参加はご遠慮願います。

受講料 お一人さま **5,400** 円（税込）

講師 **株式会社北見式賃金研究所**  
所長 **北見 昌朗 氏**

平成7年に社会保険労務士事務所を開業。  
中小企業の豊富な賃金情報に基づく、  
ノウハウ満載のセミナーに定評がある。

家族手当をパートにも払う時代がやってくる??

## 「同一労働同一賃金！」対応セミナー

### <第1部>「同一労働同一賃金」への対応

- 最高裁判決を読む ○「均等待遇」と「均衡待遇」とは ○正社員の手当の問題点と見直し方
- パートへの手当の払い方 ○嘱託への手当の払い方 ○基本給の見直し方は？
- 中途採用者の初任給相場は？ ○嘱託の賃金相場は？

### <第2部>残業規制強化への対応

- 36協定の重要性が高まる ○従業員代表の選出方法は？
- 「労働時間の適正把握」をするための方法は？ ○「固定残業代」が否認される理由は？
- 「課長」に対する残業代の払い方は？

### <第3部>労務リスクへの対応

- 使用者賠償保険の重要性

お申込方法・注意事項

- ① 申込書をFAXにてご送付ください。
- ② 申込書到着後、弊社より「ご案内文書」および「請求書」を送付させていただきます。書面に記載の振込先にお振込みをお願いいたします。 ※振込手数料は貴社負担でお願いいたします。
- ③ 講座開始日7日前以降の参加取消の場合は、受講料全額を請求させていただきます。
- ④ 各講座内容の録音・録画・写真撮影は固くお断りいたします。

お問い合わせ先

株式会社十六総合研究所 担当：浅野・安藤

〒500-8833 岐阜市神田町7丁目12 TEL 058-266-1916 FAX 058-265-7795

「同一労働同一賃金！」対応セミナー 参加申込書 FAX 058-265-7795

貴社名		
ご住所	(〒 - )	
	TEL( ) -	FAX( ) -
会場	□10/11(木)岐阜 □10/12(金)名古屋 ※会場をお選びください	
申込責任者	所属部署	役職
参加者名	所属部署	役職

※お客様の個人情報は、セミナーの運営管理および弊社サービスに関するご案内のほか、利用目的の範囲内で利用させていただきます。  
なお、個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は弊社ホームページ（[www.16souken.co.jp](http://www.16souken.co.jp)）をご覧ください。

銀行使用欄	店番・店名	担当者	
-------	-------	-----	--